

## 調査報告書（要約）

池田町学校事故等調査委員会

### 1 本件事故の発生

平成29年3月14日（火）午前8時ころ、本生徒は本件中学校に登校し、玄関から校舎東側階段を上った。同日午前8時25分、本生徒が教室にいないことに気づき、教師らが捜索し、3階の生徒会室前廊下にカバンを発見し、窓から下を覗くと、本生徒が倒れていた。発見後直ちに病院に搬送したが、同日午前10時41分本生徒の死亡が確認された。

### 2 調査委員会の設置と活動状況

本調査委員会は、平成29年4月に、本件事故の客観的、公正な調査・審議及び結果報告、是正策の助言等を目的として、池田町学校事故等調査委員会設置要綱に基づき設置された。設置後、本件中学校及び教育委員会から資料（事故発生報告書、教職員からの聞き取り結果、アンケート結果等）の提出を受けたほか、同29年4月27日以降同年9月13日まで、合計16回の委員会会議を開催し、その間、保護者に対する独自のアンケート調査を実施した。また、生徒18名、遺族等の聴取調査を行った。遺族からも資料（中学校とのやり取りを記録したメモ、遺書らしきメモのほか作文等）が提出された。さらに、本生徒の小学校当時の担任教諭、本件事故当時の本件中学校の教職員、カウンセラー、教頭、校長並びに、池田町教育委員会教育長から聴取調査を行った。その上で、遺族に対し、中間報告及び再度の聴取調査を行ったほか、本件中学校及び本件事故現場も視察した。

### 3 調査報告書の構成

第2項から第4項で、池田町や本件中学校の概要、本件事故の発生、本調査委員会の設置、活動状況について明らかにした上、第5項で、

調査委員会が得られた資料に基づき、本生徒の経歴と事実経過を認定し、第6項で、本件事故が自死であるかどうか、その原因を考察し、第7項で本生徒の自死に関わる事項、第8項で事後対応の問題点を、それぞれ検討した上、第9項で再発防止の提言を行う形となっている。

#### 4 本生徒の経歴と事実経過（主な出来事）

##### ア 小学校時代のいじめの指摘

本生徒が小学校低学年のころにからかいを受け、泣いて授業に遅れることがあった、周りからいじめられて泣いていたのを見たなどの報告があった。家族からも、本生徒がリュックを投げられ泣いて帰ったことがあるなどの指摘があった。しかし、小学校時の担任教諭、生徒等から事情を聞いたが、いじめの具体的事実は明らかにならなかった。

##### イ 中学1年時のいじめ問題

本生徒は平成27年4月に池田中学校に入学した。担任は英語担当であった。同27年5月、本生徒が、部活動で他の部員から部活に取り組む態度を注意され、感情的になったという出来事があったが、担任の指導で落ち着いた。同27年9、10月のいじめ調査において、本生徒はいじめを受けている旨回答した。担任が面談したところ、本生徒は男子生徒にうざいなどと言われると答えた。担任は、本生徒や指摘された生徒から事情を聞いて指導した。以後、いじめ調査で本生徒からはいじめの訴えは出ていない。

ウ 中学2年生の平成28年4月、本生徒は前期の学級長に選任された。担任は同じで、新しく副担任がついた。副担任は、初めての中学校勤務で、担当教科は国語であった。副担任は、本生徒が小学校6年当時、池田小学校に在籍し、家庭科の講師をしていた。本生徒は、副担任にミシン掛けで残され、帰りのバスに間に合わなかった

ことがあり、当時家族に副担任は嫌だと言っていた。

#### エ 1 回目の登校渋り

平成28年5月26日、本生徒が「学校に行きたくない」などと述べた。本生徒は、「副担任が宿題未提出の理由を言い訳だとして聞いてくれない」などと不満を述べた。母は休ませることにして学校に連絡した。同日午前中、担任が本生徒方を家庭訪問した。祖母は、「翌日の校外学習で副担任が本生徒に関わらないようにしてほしい。宿題のことを本生徒が副担任に伝えるときはそばで見てほしい」と要請した。本生徒は遅れて登校し、帰宅後母に対し、「副担任に宿題を提出しに行ったが、私が悪いんでしょと、ぶつぶつ言われた」と話した。同日午後7時ころ、再度担任が家庭訪問した。母は副担任を替えてほしいと求めたが、担任は「副担任を替えることはできない。副担任と2人にならないようしっかり見ていきます。僕から副担任にちゃんと言っておきます」などと約束した。担任は副担任に対し「宿題をもっていくので受け取ってほしい」旨伝えた。担任は、家庭訪問したことと副担任との関係に問題があると聞いたことを教頭に報告したが、特に指示はなかった。

#### オ 池田マラソンでの担任の指導

生徒は、2年生の後期に、生徒会の副会長に選任された。担任が生徒会の指導も担当することになった。平成28年10月9日、能楽の里池田マラソンが開催された。本生徒は、伴走ボランティア実行委員会の委員長に立候補して選任された。本生徒は、同委員会の担当であった担任から、大会当日の挨拶の準備が遅れたことなどを理由に、校門の前で、大声で怒鳴られた。目撃していた生徒は、(聞いている者が)身震いするくらい怒っていた、すごい怒鳴っていた、本生徒が可哀想と感じたなどと述べている。

#### カ 課題未提出をめぐる副担任の指導（土下座しようとした件）

平成28年11月18日5校時に、副担任が課題未提出につき、担任の了解のもと本生徒を別室に呼び話をした。副担任が、課題が出ていない、期限も過ぎている、どうするつもりかなどと問い質したところ、本生徒は、遅れたのは生徒会や部活動のためとした。副担任は、「宿題ができないなら、やらなくてよい」と言った。本生徒は「やらせてください」と言い土下座しようとした。副担任は、止めさせていつ出すのかを確認した。その後、本生徒はトイレに入ったまま出てこなかった。副担任が担任に連絡し、担任が名前を呼ぶと、本生徒は泣きながらトイレから出てきた。担任が本生徒に「大丈夫か」と聞くと、本生徒は「大丈夫です」と答え、顔を洗って教室に戻った。副担任は上記土下座しようとした事実を後に担任へ報告した。担任は、本生徒の指導について副担任と相談せず、管理職にも本生徒の保護者にも報告しなかった。

#### キ 生徒会活動についての担任の指導

平成29年1月か2月ころ、毎月1回開催していた月曜日の生徒会の日に、本生徒は職員室の前で、担任から「お前辞めてもいいよ」と大きな声で叱責された。叱責の原因は明らかではない。

#### ク 本生徒の欠席、保健室来室

本生徒は、1年生時は、欠席した日が1日、保健室に来室した日が2日であったが、2年生時は、欠席した日が6日で、保健室に来室した日が10日であった。保健室に来室していることや日数等については、家族には報告されなかった。

#### ケ 卒業生を送る会での担任の指導

平成29年2月上旬ころ、生徒会主催の卒業生を送る会の準備をはじめた。本生徒は、生徒会の役員として、送る会を企画運営する

立場にあった。2月上旬ころ、合唱の練習にあたって本生徒が歌詞カードを級友に配布する担当となったが、歌詞カードを忘れてしまったため練習できなかった。そのため、担任から強い叱責を受けた。目撃した生徒は、「言い方がひどかった」、「（本生徒は）下を向いて暗い感じだった」と述べている。

#### コ 同僚教諭の注意

平成29年2月ころ、本生徒に発達障害の可能性があると考えた教諭が担任に対して、「正しいことであっても、本生徒にはできないのだから、指導方法を考えないといけない」と伝え、家族に受診を勧めた方がよいと助言した。そのほか、教員間で、本生徒が発達障害かもしれないなどという話が出ていた。

#### サ 2回目の登校渋り

平成29年2月21日、本生徒が「学校に行きたくない」と述べ、母親から担任に、「本人が学校に行きたくないと言っている」と電話連絡があった。本生徒は、「国語の宿題の件で、副担任から怒られた。副担任からやる気のない者は出さなくてもいいと言われた。副担任は何をいっても言い訳と決めつける。担任にも未提出物について強く怒られた。どうしていいかわからない」と述べた。

電話連絡した母親に担任は、「僕も昨日少し強く叱ってしまいましたので」と述べ、3校時に担任が家庭訪問をし、本生徒と祖母と面談した。担任は来るなり本生徒に対し、「命は大事なんだぞ、命は一つしかないんだぞ」などと述べた。祖母は担任に、「テレビで言っているようなこと（自殺など）にはならないようにしてほしい。教師ならその子その子の性格や気持ちを考慮して対処してほしい。本生徒は傷つきやすい子（優しい子）だから気をつけて」などと述べた。

同日午後7時過ぎ、再度、担任が家庭訪問し、母親に対し「副担任については僕がちゃんと見ます。ふたりきりにならないよう注意します。今度の件について上に報告してしっかり対応していきます」などと述べた。担任は、副担任には特に話はせず、副担任の指導について本生徒の気持ちを酌んでいない面があるなどと校長と教頭に報告したが、特に指示はなかった。

シ 課題未提出についての担任の指導（早退を申し出た件）

平成29年3月6日（月）、本生徒は、朝の会后担任から課題未提出について指導を受けた。2校時ぐらいに、本生徒が保健室にやってくる、教諭に「学校で嫌なことがあったので早退したい。理由は言いたくない。おばあちゃんに聞いてもらおう。頭を冷やしたいので歩いて帰る」などと述べた。教諭が「担任に報告するように。自分で担任に話せるか」と聞いたところ、自分で言うと言った。その後、本生徒は職員室に行き、担任に「3校時に早退したい」と申し出た。担任が理由を聞いたが担任には話したくないとのことだった。担任は、保健室で本生徒と面談したところ、本生徒は担任が生徒会を辞めろと言ったと受け止めていた。担任は、課題も生徒会同様頑張るようにとの趣旨を説明し、本生徒が納得したように感じたとする。しかし、教諭によれば、話の内容はわからなかったものの、担任の話声だけが聞こえ、本生徒の話声は聞こえなかった。保健室での話合い終了後、教諭が本生徒に、「すっきりしたか」と聞くと、本生徒は「少し」と言い、もやもやが残っている様子だった。本生徒は、しばらく保健室にいていいですかと言って、給食の時間まで保健室で過ごした。同事実について管理職への報告はなかった。

ス 3回目の登校渋り

平成29年3月7日（火）、本生徒は、朝起きるなり母に、「学

校に行きたくない」と訴えた。理由を尋ねると、本生徒は「送る会は最初から関わっていないので内容がよくわからない。担任から『どうなってるんや』と聞かれても、答えられない。僕だけ強く怒られる。だから行きたくない。どうしたらいいかわからない」と泣きながら述べた。母は、本生徒が「先生来るのが嫌やからそう言っ」て」と希望したため、学校に腹痛を理由に欠席すると連絡した。夜、担任が電話をし、本生徒と話をした。本生徒は腹痛があるが、翌日は登校すると答えた。

セ 平成29年3月12日(日)、本生徒は、部活でのランニング中に転倒して、右手および左ひざを負傷した。

ソ 課題未提出をめぐる副担任の指導(過呼吸様の症状を訴えた件)

平成29年3月13日(月)、朝の会后、本生徒が副担任に、「宿題を出せません」と申告した。副担任が理由を聞くと、部活で怪我をしたためと説明した。副担任が何日も前だからできたはず、どこまでやったのかと問い、課題をみたところ、本生徒がやってあると説明したところもできていなかった。わかったよと言うと、本生徒は「やったんや、やったんや」と言いながら泣き出し、過呼吸だと言って副担任にビニール袋を求めた。副担任はビニール袋を渡し、背中をさすった。1時間目は理科室で理科の授業であったが、本生徒は10分程度遅れ、理科の先生に謝った。なお、放課後副担任は担任に、家庭に連絡しないでよいですかと尋ねたが、担任は報告の必要がないと考え、連絡しなかった。また、管理職にも報告しなかった。副担任は先輩教諭に出来事を話した。同教諭は、他の教諭にインターネットで得た情報を示して、本生徒には普通の指導ではうまくいかないなどと話し合ったが、管理職への報告はしなかった。

タ 事故前日の国語の授業

平成29年3月13日(月)4校時の国語の授業で、最後の授業で何をするかをクラスで話し合った。本生徒の班は読書を提案し、他の班からは百人一首などの意見が出た。本生徒が「自分は怪我をしていて百人一首などができない」と意見を言ったところ、他の生徒から、それは本生徒の都合で、他の生徒には関係ない旨の意見が出た。結局将棋、読書、百人一首にわかれて活動したが、授業後、本生徒は自分の意見を否定されてイライラした様子で、ぶつぶつ独り言を言っていた。

同授業で、本生徒から副担任に「やっていない小テストがありどうしたらよいですか」との質問がなされた。副担任は、火曜日か水曜日の放課後を提案し、怪我で病院に行く必要もあるので家族と相談してくるように言った。

#### チ 事故当日

平成29年3月14日(火)朝、本件中学校へ車で送って貰った。その日、本生徒は学校に行きたくなさそうな様子で、車中でも口数は少なかった。もっとも、迎えに行くから電話するようにと言われると、本生徒は、「うん、4時か5時くらい」と答えた。午前8時ころに登校後、同級生が1階から2階に上がる本生徒に気づき声をかけたが、本生徒は返事をしなかった。本生徒は朝学習にも参加せず、教室には姿を見せなかった。

同日午前8時25分ころから、本生徒の行方を搜索した結果、3階廊下に本生徒のカバンがあるのを発見し、窓の下を覗くと本生徒が倒れていた。その後教諭が、本生徒が飛び降りたと思われる窓の手すりに本生徒のノートが開いて掛けてあるのを発見した。同日午前10時41分、病院で本生徒の死亡が確認された。

#### 5 本件事故は自死であること及びその原因の考察



本件事故発生までの経緯、家族や他生徒への発言、本件事故当時の本件生徒の行動、発見時の状況、遺書とみられるノートの内容などによれば、本件事故は自死であることが明らかである。

本生徒は、中学校2年の10月以降、課題提出の遅れや生徒会の活動の準備の遅れなどを理由に担任や副担任から厳しい指導叱責を受けるようになり、教員の指導に対する不満を募らせていった。叱責を受け、課題の遅れなどに適切に対処できない日々が続く中で、精神面における外傷的な体験をし、自己評価や自尊感情を損ない、事故直前の3月6日以降、担任から生徒会をやめるようにとの叱責や、副担任から弁解を許さない理詰めの叱責など、関わりの深い担任、副担任の両教員から立て続けに強い叱責を受け、精神的なストレスが大きく高まった。一方で、指導叱責について家族に相談したが、事態が好転せず、絶望感が深まり、自死を選択したものと考えられる。

いじめについては、いじめを疑われる事実がいくつか指摘されたが、具体的ないじめを認定する資料は得られなかった。事実経過からみて、本生徒の悩みは担任、副担任の指導叱責にあり、いじめによる自死ではないと判断した。

家庭については、本生徒と家族との関係は良好であり、軋轢をうかがわせる事実は見当たらなかった。亡くなった際に発見されたノートには家族に関する記載があるが、その内容からすると、本生徒が家族に対し、担任、副担任の指導叱責に対する不満を訴えたにも拘らず、事態が改善されなかったことの無力感を表出したものと考えられ、家庭に問題があることを示すものではないと判断した。

## 6 本生徒の自死に関する事項

小・中学校の担任からの聴き取りや本生徒の書いた文章から、本生徒は、バランスのよい文字を書くことや、マスの枠内に文字を収める

ことが苦手であることがわかる。また、文章を書くことも得意でなく、自分の考えを論理的にまとめて文章表現することを苦手にしてきた。

一方、小・中学校の担任・教員からは、本生徒が感情のコントロールが不得手であることが報告されている。また、真面目で、優しく、努力家であるが、対人関係が器用ではない一面もあり、本生徒は対人関係で傷つくことも多かったと思われる。その結果、独り言が増え、ひとりで抱え込む姿がしばしば目撃されている。これらの点から鑑みると、専門機関での診察や検査を受けておらず断定はできないものの、本生徒には発達障害の可能性が想定される。

本生徒の場合、小学校当時に比べ成長を見せていたことなどから判断は容易でなかったとは思われるが、その可能性を意識していれば、本生徒への対応は変わっていた。また、発達障害の有無に関わりなく、本生徒の状況をよく観察すれば、本生徒の課題未提出や生徒会活動の準備等に対し、厳しい指導叱責が不適切であることに気づくことはできた。

しかし、担任、副担任とも、本生徒の性格や行動の特性、気持ちを理解しないまま、宿題等の課題提出や生徒会活動の準備の遅れを理由に、担任は大声で叱責するなどし、副担任は執拗な指導を繰り返した。

これらの指導叱責は、本生徒にとっては困難を強いられ、大きな精神的負担となるものであった。副担任の指導に対し、土下座しようとしたり、過呼吸を訴えたことなどは、本生徒の追い詰められた気持ちを示すものである。また、本生徒は、再三登校を嫌がり、家族に担任や副担任の指導に対する不満を訴え、家族は担任に本生徒の気持ちを訴え、担任も対応を約束していた。

しかし、担任は本生徒の指導について副担任と協議したり、上司、同僚に詳しい事情を報告するなどの問題解決に向けた適切な行動をと

らず、副担任と共に厳しい指導叱責を繰り返した。その結果、本生徒は、担任、副担任の双方から厳しい指導叱責を受けるといふ逃げ場のない状況に置かれ、追い詰められた。

家庭訪問の事実等を知っていた校長、教頭等の管理職、担任、副担任の指導叱責を目撃したり、相談を受けて事情を知っていた他の教員も、本生徒の気持ちを理解し、適切に対応することはなかった。土下座しようとした件も過呼吸様の症状を訴えた件も家族には知らされなかった。担任、副担任の厳しい指導叱責に晒され続けた本生徒は、孤立感、絶望感を深め、遂に自死するに至った。

学校内での自死という、あってはならない重大な事態を招いたことについては、学校の対応に問題があったと言わざるを得ない。

## 7 事後対応の問題

学校には、本件事故後、遺族への対応に慎重さや誠実さが欠けていたり、49日前の本生徒宅へのお参りに、希望した生徒全員が参加できなかったことなどの不適切な対応があった。

## 8 提言

### ア 遺族への謝罪、保護者への説明、報道機関への公表

報告書を踏まえ、学校は速やかに遺族を訪れ、本件事故について、担任、副担任の指導など、学校の対応に問題があったこと、その結果大切な本生徒を追い詰め、自死に至ったことを、率直に認め、謝罪すべきである。また、保護者・報道機関に対し、プライバシーに配慮した上、報告書の内容を公表すべきである。

### イ 教職員の生徒理解と生徒指導力の向上

本生徒には発達障害の可能性があった。発達障害は、様々な態様があり程度も異なり、成長と共に課題も変化するので、教職員としては、その知識や対処方法をきちんと習得しておく必要がある。と

りわけ中学校段階では、教員は生徒の学習活動の遅れや生活態度に目がいきがちになるが、根底にある発達特性を踏まえた生徒理解が必要である。学校は、発達障害などを含む適切な生徒理解に向けて研修等を充実させることが肝要である。

生徒指導は、生徒の持つ潜在的な能力を引き出す働きかけでなければならない。そのためには、生徒にとって無理な課題を与えたり、課題未提出に対しいたずらに叱責を繰り返したりするようなことがあってはならない。教育上、時には叱責も必要であるが、他者にわかるような大声の叱責、それを通して他の生徒を威圧するような叱責、生徒の尊厳を傷つけるような叱責、何度も繰り返される叱責はあってはならない。叱責は生徒以上に教師自身の痛みを伴うことであることを自覚すべきである。

#### ウ 教職員の情報共有、上司への報告の徹底等

教職員としては、生徒への指導に問題があった場合には、問題と対処結果について上司に報告すべきである。また、解決が困難な場合は、速やかに上司等に報告し、指示を仰ぐべきである。賢明な教師であればあるほど、生徒の重要情報を報告し合うことが責任ある態度の示し方であり、適切な判断力を持つ証であるはずである。教師は生徒に関わる重要情報について報告し合い協議する勇気を持たなければならない。

学校の中には、専門や役割の異なる養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター等が配置されている。また、指導主事訪問、特別支援教育センターや地域人材等の活用も考えられ、近年の学校は、様々な専門の異なるスタッフが教育に参画する場となっており、「チーム学校」の取組が求められている。

しかし、専門の異なる者同士の協働をどう実現すればよいのか、

学校はまだ明確な答えを持ち合わせていない。学校は早急に「チーム学校」の体制づくりに取り組むべきである。

学校実施のアンケート調査によれば、複数の生徒が、本生徒が死にたいと言っていた、あるいは聞いたと回答している。教育活動の中で、他の生徒が死にたいなどと言っているのを耳にしたら、速やかに教師等に連絡できるような仲間意識を醸成することが肝心である。

教師は自己研鑽だけでは優れた教師にはなれない。教師は生徒指導に関し、同僚との指導事例の語りと傾聴の中で、自己の指導の限界を知りより適切な指導を導き出していくことができるものである。学校の中に、生徒のことに関して気軽に話し合う教師同士の学び合う文化を構築していかなければならない。

#### エ 校長、教頭等の指導監督責任の自覚

校長は、教職員に問題があったときは、これを組織的に是正できる立場にあり、その職責は重要である。校長は、その重さを十分に自覚し、教職員に対し、生徒指導等について問題を抱えたときは、速やかに状況を報告するように、指導を徹底しなければならない。

また、校長や教頭は、教員から指導上の問題が報告されたときは、真摯に対応し、必要な場合は速やかに職員会議等で検討するなど、問題解決に向けて迅速に対応しなければならない。

校長、教頭は、教職員から報告がなくとも、自ら、教職員の生徒指導等に問題がないか状況把握に努め、問題が感じられたときは、当該教員、他教員、生徒、保護者等、必要な範囲で事情を調査し、速やかに状況を把握し、迅速に対応すべきである。

また、校長、教頭として、発達障害などの生徒理解の研修の機会を設けるべきであるが、発達障害かどうか判断が困難な生徒もあり

得るので、学校全体として問題を見逃すことがないように、検討する組織、機会を設けるべきである

#### オ 家庭や教員集団での話し合いを通じた子ども理解

子どもが最も信頼を寄せる場は家庭である。子どもの支援を求めるシグナルを見落とさないためにも、日頃からの会話を通して、子どもが必死に取り組んでいること、子どもが負担を感じていることなどを保護者が知っていることが、まずもって大切である。子どもの悩みは、保護者では解決できないことが多い。しかし、子どもの想いに共感し一緒に考えようとする保護者の姿勢は、子どもを孤立させない。

本調査委員会では、本生徒の発達障害の可能性を指摘すべきかどうか躊躇したが、学校の中には発達障害を疑われる子どもたちが多々おり、その特性が理解されず、多くの子が苦しんでいることを考え、指摘をした。学校では、教師同士が子どもを見合い、話し合うことで、子どもの発達特性に応じた指導を心掛けなければならない。

#### カ 保護者との連携強化

アンケートには、多くの保護者から、学校、教員に対する様々な苦情、不満、提言が寄せられた。学校としては、これら保護者の意見をできるだけ吸収し、学校運営に活かすべきである。

そのため、保護者会のほか、定期的に、保護者との個別相談の機会を増やし、保護者に対するアンケート調査を実施することが考えられる。本件事故後、学校において、生徒との教育相談の頻度を毎月を増やし、校長、教頭、カウンセラーも含めた教職員が月ごとに交代して担当しているとのことであるが、結構なことと考えられる。保護者との個別面談においても参考にすべきである。

保護者を入れた委員による学校評価制度の導入も考えられてよい。学校評議員、学校運営協議会の設置等も検討すべきである。これらは学校のみではよくなしえない。教育委員会を含めた学校と保護者間で協議し、学校と保護者の連携強化のために、どのような方策がよいか協議すべきである。

保護者としても、学校をよくするという立場から、学校の教育にできる限り関わり、問題があれば意見を述べ、学校と協議して、改善に努力していく姿勢が必要である。

#### キ 教育委員会の取組

教育委員会は、毎月の校長・教頭会のほかに、学校の状況を把握する方法を特に持っていなかった。アンケート等によれば、生徒の中には担任の叱責状況を見て、教育委員会に通報すべきと述べた生徒もいたようである。教育委員会として、そのような声が届く機会をできるだけ設けるべきである。

本件事故後、PTAに教育委員会の職員を参加させているとのことであるが、よいことと思われる。他に方法がないか、さらに検討すべきである。

一般に、教員は報告や課題、部活動で多忙で、余裕がないとの指摘が多い。小規模校における教員負担の問題は、県内の校務分掌上の組織との繋がりとも関連し、当該教育委員会のみではなしえないことかもしれないが、今後とも、教員の負担をできるだけ軽減するよう努められたい。

#### ク 学校事故等調査委員会の在り方

調査委員会の設置に際し、遺族への説明及び了解が充分ではなく、遺族が不安を抱えたままのスタートとなった。調査委員会の設置に際しては、遺族の思いを十分に汲み取った上での設置が望まれる。

また、調査委員会は、学校や教育委員会からの独立性を確保することが必要であるが、遺族との連絡、学校の生徒や教員及び保護者への連絡については、教育委員会を介さざるを得ない場合があるのが現状である。

今後、このような調査委員会の設置、組織、運営等に関しては、文部科学省や都道府県教育委員会等を含めたルール作りが必要だと思われる。

## 9 おわりに

「子どもの権利条約」には、保障されるべき子どもの権利が規定されている。すべての子どもは、その子なりに感じる力、考える力を持っている。すべての大人は、その子どもの思いをしっかりと聴き、受け止める努力を惜しんではならない。

以上